

「土地売買等の契約」の範囲について

着色部が「○」の場合は、国土利用計画法第23条第1項に基づく届出が必要です。

権利移転の形態（原因）	土地売買等の契約の				備考
	要件該当性	権利	対価	契約	
1 地役権，永小作権，使用賃借権，抵当権，不動産質権の移転又は設定	×	×	○	○	
1-2 空中又は地下の区分地上権の移転又は決定	×	×	○	○	
1-3 滌除，代価弁済	×	×	○	×	
1-4 工事財団等の移転	×	×	○	○	
2 贈与，負担付贈与，財産分与，合意解除，信託の引受及び終了	×	○	×	○	
3 形成権の行使	×	○	○	×	形成権の行使である
3-2 予約完結権の行使	×	○	○	×	
3-3 買戻権の行使	×	○	○	×	
3-4 解除	×	○	○	×	
4 交換分合（土地改良）	×	○	○	×	
5 相続，法人の合併，遺産の分割，遺贈，負担付遺贈，包括遺贈	×	○	×	×	
5-2 時効	×	○	×	×	原始取得である
5-3 土地収用	×	○	×	×	
5-4 換地処分（土地改良，区画整理）	×	○	×	×	権利の移転はない
5-5 権利変換（都市再開発）	×	○	×	×	
5-6 共有持分の放棄	×	○	×	×	
6 売買契約，売買予約，入札	○	○	○	○	
6-2 保留地処分（区画整理）	○	○	○	○	
6-3 共有物持分の譲渡	○	○	○	○	
6-4 営業譲渡	○	○	○	○	
7 譲渡担保	○	○	○	○	
8 代物弁済，代物弁済予約	○	○	○	○	
9 交換	○	○	○	○	
10 形成権の譲渡	○	○	○	○	
10-2 予約完結権の譲渡	○	○	○	○	
10-3 買戻権の譲渡	○	○	○	○	
11 停止条件付，解除条件付契約	○	○	○	○	
12 滞納処分，強制執行，担保権の実行としての競売，企業担保権の実行	△	○	○	○	
12-2 民事調停，家事裁判，裁判上の和解	△	○	○	○	

△…土地売買等の契約に該当するが，法または法令により適用除外とされているもの。